

## 今後の新地方公会計の推進に関する研究会（第20回）

### 【開催日時等】

○開催日時：平成24年11月20日（火）10：00～12：00

○場所：総務省11階 共用1101会議室

○出席者：鈴木座長、伊澤委員、石原委員、鶴川委員、川村委員、小西委員、小室委員、  
坂邊委員、菅原委員、関川委員、関口委員、財務省公会計室、  
東京都会計管理局、大阪府会計局、黒田大臣官房審議官、開出財務調査課長  
他

### 【議題】

- (1) 国際公会計基準（IPSA）の現状について
- (2) 今後の議論の進め方について
- (3) 基準のあり方について
- (4) 複式簿記の導入・固定資産台帳の整備について
- (5) その他

### 【配付資料】

資料1 前回（9月24日）の議論

資料2 国際公会計基準（IPSA）の現状について

資料3 今後の議論の進め方について

資料4-1 地方公共団体の行財政運営の特性と地方公会計に求められる要素

資料4-2 基準モデル・普通会計の純資産変動計算書（NWM）作成例

資料4-3 正味財産変動計算書の考え方（東京都）

資料4-4 純資産変動計算書の考え方（大阪府）

資料4-5 純資産変動計算書に関する考案

資料5-1 複式簿記の程度の比較

資料5-2 基準モデルにおける事務処理例

資料5-3 複式簿記の概要（東京都）

資料5-4 複式簿記の概要（大阪府）

資料6 有形固定資産の評価基準に係るこれまでの議論

○配付資料に関して、事務局より説明

○国際公会計基準（IPSAS）の現状に関して、伊澤委員より説明（「資料2」関係）

- ・ 繰延インフローは、返還義務はないという前提であるため、負債の定義は満たさないが、当期に関連する取引と次期以降の取引を区分するという期間按分を目的とするものであり、補助金を例にすると、特定の将来の期間にわたる業務活動のために交付されたもので、資産の取得に係るものの交付というわけではなく、経常費に充てるケースがイメージとしては近い。

○今後の議論の進め方に関して、鈴木座長より説明（「資料3」関係）

○今後の議論の進め方に係る意見等

- ・ 複式簿記の導入と固定資産台帳の整備について、特に地方公営企業の法適用の拡大の議論を含めた上で、どこまで義務づけるのか、また、いつ頃に完成を目指すのか、ロードマップの議論が必要ではないか。

○基準のあり方に関して、事務局（「資料4-1」及び「資料4-2」）、東京都（「資料4-3」）、大阪府（「資料4-4」）及び菅原委員（「資料4-5」）より説明（「資料4」関係）

○基準のあり方に係る意見等

- ・ 実務的な問題として、補助金は出納整理期間にならないと確定しないので、日々仕訳にこだわると、個々の財源仕訳の実施に限界があるのではないか。
- ・ 「将来世代への負担の先送り」について、モデルにより概念が相違している。基準モデルではつけ回しという意味ではなく単に将来世代の負担分を示しており、東京都方式では当期に帰着すべきコストと当期の税收等とのバランスで将来へのつけ回しを示している。建設公債主義では、資産の減価償却よりも負債の償還の方が速いことから先送りは起きないが、実際にその当期で全部負担しているわけではないという意味で物理的に将来に送っているものをどう表現するかということではないか。
- ・ 大阪府方式は、財源対策債や行政改革推進債を建設債、臨時財政対策債や退職手当債を経常債と区分しているが、地方交付税による後年度の償還に対する財源手当があるかどうかで区分すれば、その算入がある財源対策債・臨時財政対策債と、その算入がない

行政改革推進債・退職手当債に区分される。そうしたときに、負担の先送りとして臨時財政対策債に焦点を当てる現行の示し方はインパクトがあり過ぎると感じており、負担の先送りを示す場合には、地方交付税算入の考え方を整理する必要があるのではないか。

- ・ 「資料４－１」で、「国からの移転収入が収入において大きな割合を占める」とあるが、都道府県から市町村への移転支出にも注目すべきであり、現行の総務省２モデルについて、移転収入が純資産変動計算書に計上され、移転支出が行政コスト計算書に計上されており、移転収入の支出が違うところに計上されていることに違和感がある。移転収入だけでなく、移転支出をどう表すかについても検討した方がよいのではないか。
- ・ 大阪府方式の純資産変動分析表について、固定資産が増加している中で特別債も増加しており、適切な財源を固定資産の増加分に充当できていないということを問題にしているだけでも考えられるが、当期変動額の原因は特別債の増加だけでなく、もっと複合的な要因があるのではないか。
- ・ 世代間負担を会計的に表現するのは困難であるが、財政運営の基本である収支均衡という概念に対して、東京都では、それとイコールではないが会計的には期間負担の公平性で評価できると考え、収益と費用を全部合わせて行政コスト計算書で見ている。また、公債残高を妥当な水準に抑えるというのが財政運営上の大きな指標になると考えており、指標の妥当な水準を示すのは難しいかもしれないが、例えば、東京都では税收等の1.5年分程度が公債残高の目安というような感覚である。公債残高を妥当な水準に保っていれば、世代間の不公平性やつけ回しがないと理解できるのではないか。
- ・ 財源情報について、地方公営企業の場合は財源が税なのか料金収入なのかという把握が重要であるが、現在議論されている一般会計を中心とした公会計では、税や地方交付税が運営財源の中心となっているため、起債なのか、補助金なのか、一般財源なのかといった、ある程度大まかなくくりで整理することでもよいのではないか。

○複式簿記の導入・固定資産台帳の整備に関して、事務局（「資料５－１」、「資料５－２」及び「資料６」）、東京都（「資料５－３」）及び大阪府（「資料５－４」）より説明（「資料５」及び「資料６」関係）

○複式簿記の導入・固定資産台帳の整備に係る意見等

- ・ 決算統計を活用する総務省方式改訂モデルでも、実質的には仕訳を実施しているのと同じであり、これも技術的に複式簿記にあたるかどうか整理する必要があるのではない

か。

- ・ 固定資産台帳整備の程度（精度）が地方団体によって差があるという話もある中で、どの程度までの精度を求めるかを検討するに際して、東京都、大阪府、総務省2モデルで実際に台帳をどのように作成・使用しているかを具体的な事例で検証してみてもどうか。
- ・ 複式簿記を導入する場合に、官庁会計で実施しているプロセスに加わる作業は何なのか、官庁会計のプロセスとどういう関係にあるのかを議論すべきではないか。
- ・ 複式簿記の概念として、B/S、P/L程度の仕訳を考えて議論をするのか、それともC/Fの科目までの仕訳を想定して議論するのかを整理する必要があるのではないか。
- ・ C/Fについて、現行では直接法で作成しており、もともと官庁会計である中で、それほど手間になっていないと理解している。
- ・ 日々仕訳の事務負担に関しては、職員からの問い合わせ件数等を勘案すると、それほど負担にはなっていないと認識しており、むしろ決算整理事務をいかに効率的に行うかが重要ではないかと認識している。
- ・ 複式簿記は、目的ではなく手段であり、何を実現しなければならないのか、どこまで会計システムで日々実施していかなければならないのかという議論なのではないか。